

○委員長（片山さつき君） 速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（片山さつき君） 速記を起こしてください。

葉梨副大臣、再度、もう一度、明確にお願いいたします。

○副大臣（葉梨康弘君） 今の、独立公文書管理監がそれぞれの行政機関の長にこれを求めると、それについては、これを閣議の決定で決まってる話ですから、それぞれの行政機関の長はその求めに応じて出すというのは、これは閣議決定で決まったことに従うということになるわけです。

○福山哲郎君 そうすると、管理監がはっきりおっしゃられなかったんですけど、文書等管理簿も行政文書ファイルも見ることができるということではないんですね。もう一回確認させてください。

○政府参考人（北村博文君） お答えいたします。まず、特定行政文書ファイル等の名称などにつきましては、運用基準におきまして行政機関の長が独立公文書管理監に写しを提出するというふうな既に定められております。その他の例えば特定文書の管理簿につきましては、こちらにつきましては、秘密にわたる事項というものもあり得ますけれども、原則として、基本的には独立公文書管理監から求めがあれば提出するということになってまいります。

○福山哲郎君 それなら、そう管理監は答えいただければよかったです。

ということは、別に今日、引っかけたいのかなとかじゃないんです。独立公文書管理監は求めに応じて出てくるわけです。だから、審査会は当然出していただけますよねということをお願いしたかったわけです。

だから、公文書監もちろんちゃんと指定しているかどうかの監督をしなければいけないわけですが、立法府としての審査会もその役割があるので、文書等管理簿と行政文書ファイルまでも含めて審査会の求めに応じて出せるんですねということを確認したかったので、今御質問をさせていたいただきました。そこは答えていただいたので、それで結構でございます。

副大臣におかれましては、本当に何回も申し訳ありませんでした。これからもまだお呼びすることはあると思いますが、今回のことについてはもうこれで一旦は、ありがとうございました。

高木副大臣、来ていただいたのに時間がなくて御質問をできなかったの、お許しをいただければと思います。

私の質問を終わります。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋でございます。

私は、これまでに引き続きまして、七月一日の

閣議決定の集団的自衛権行使を解禁しましたその解釈変更、その根幹でございます四十七年見解の読み直しの問題について追及をさせていただきたいと思っております。

先生方、すっかりもうおなじみだと思われまうけれども、念のため一言で申し上げますと、七月一日の解釈改憲のその構造というのはどういうことかといえますと、まず第一として、昭和四十七年見解の中に実は限定的な集団的自衛権の行使が概念として含まれていると、そのように昭和四十七年見解を読み直しまして、その読み直しに基づいて、後でまた追及しますけれども、御自分たちの都合のいいところだけ四十七年見解の文字をくりぬいて、憲法九条解釈の根幹、基本的な論理というふうにおっしゃっていますけれども、基本的論理なるものを捏造して、そしてそれに、今日、集団的自衛権が必要だというその政策判断たる事実の認識というものを当てはめて、集団的自衛権行使を解禁しているというような構造になっているところがございます。

しかし、まず、そもそも昭和四十七年見解に集団的自衛権の行使が概念として含まれていたと、限定的な集団的自衛権の行使が、そういうふうな読み直していいのかどうか。それがこれまでの論理的整合性や国会の議論の積み重ね、あるいは法的安定性に反しないのかどうか。これまでもる質

問をさせていただきまして、論理的な質問をさせていただくんですけれども、横島内閣法制局長官を始め安倍政権の皆様は何ら論理的な答弁をしていただけませんので、論理破綻、すなわち憲法違反の解釈改憲を強行されているというふうに認識をさせていただいているところでございます。

そして、今日は、更にそれを新たな観点から深く追及をさせていただきたいと思えます。

前回の委員会におきまして、この昭和四十七年見解を作ったときのその起案をこの委員会に提出することをお願いしましたら、早速法制局、出していただきまして、それが皆様、このカラーのペー지를めくっていただきまして、三枚めくると出てまいりますけれども、これが昭和四十七年見解そのものでございます。委員会の理事会の方には白黒の紙で提出されているようでございますけれども、私、実は同時に情報公開請求をさせていただいておりまして、私の情報公開請求に対してこのようなカラーのものを出していただいたので、付けさせていただいているところでございます。私も、かつて霞が関の役所でこういう起案も何十本と作っておりますけれども、少しそうした経緯と、あと法制局からヒアリングをさせていただいた事実関係に即して、この起案について御説明をさせていただきます。このかがみの部分ですね、起案の。御覧いただけますでしょうか。

起案を書いた方は早坂さんという方、これは主査と書いていますけど、早坂さんという判事がございましてけれども、これは参事官、いわゆる課長クラスの方でございます。法案の審査や憲法解釈の意見事務の実務をやられている方でございます。実務のいわゆる課長クラスとしてやられている方でございます。その方が、四十七年の十月の五日に起案ですね。これめくっていただいたら分かるんですが、手書きなんです。さらさらさらさらさらと手書きしたものを上に判こをつけている上司の方々が直していった、みんな、最後、長官の印を押して決裁をしたというものでございます。十月の五日にさらさらこの早坂さんが書いて、二日後の十月の七日に決裁をしている。大体、私も役所の時代はよくやっていましたけれども、こんなものでございます。

また後でゆつくり申し上げますけど、何か安倍政権は、この四十七年見解というものを、政権の総力を挙げて、日本国憲法ができて約三十年後だと思えますけれども、作り上げた、もう比類なき憲法九条解釈を詳細かつ具体的に論じたものであるかのようにおっしゃっておりますけれども、実は、これまで政府が国会などで示してきた憲法九条解釈の基本的な考え方、本当の基本的な論理というものをさらさらと書いてあるにすぎない普通の政府見解であるところでございます。

この判でございますけれども、一番の上の長官は、これ吉國さんとおっしゃいます。左下の次長は、これ真田さんとおっしゃいます。第一部長これは、今日も今の現職の第一部長にお越しいただいておりますけれども、憲法解釈の審査など憲法問題を担当する部が第一部なんですけれども、その、当時の角田さん。ちなみに、真田さんと角田さんは後の法制局長官でございます。左下のこの総務主幹という、これは普通の役所の官房長に当たる方なんですけれども、これは前田さんというふうに読むところでございます。

で、問題は、先ほどの問題です。この昭和四十七年見解に限定的な集団的自衛権の行使が概念として含まれていると読み直していいのかどうかという問題をまずは追及をさせていただく。それに当たりまして、私は、この昭和四十七年見解、これ御案内のとおり、水口議員という方が当時、政府に憲法と集団的自衛権の関係について政府として文書をまとめて委員会に出してほしいという要請を受けてやったものなんですけれども、そのまさに要請の行った委員会の質疑がございましたので、それを皆様に今お配りをさせていただいているところでございます。

議事録の方の紙でございますけれども、一つ目、真田次長答弁というふうに書いておりますけれども、判こをつけていた方ですね、そこをちよつと

めくっていただきますと、下にマジックでページ数を書かせていただいた、P5と書いていますけれど、吉國長官答弁というのが出てまいります。この吉國長官答弁ですね、日付は左に書いてあります。昭和四十七年九月の十四日でございます。この約二週間後に先ほどの起案を作って決裁をして国会に提出したというところでございます。まさに、この昭和四十七年見解を作り出す基になった質疑でございます。

この質疑の中で、当時の法制局長官がどのように憲法九条の基本論理というものを考えていたのかということが事詳細に書かれているところでございます。

ですので、ここの、もし長官が、集团的自衛権が概念として含まれるなんということをおよび考えているとは、どう論理的に考えてもそういうふうには読み切れない、理解できないということであれば、もう、先ほど申し上げました昭和四十七年見解の読み直し、そこはもうそこで倒れて、今、安倍政権が一生懸命やられている、アメリカにも訪米もなさるそうですけれども、その全ての前提が崩れ去るといっていただけます。結論からいいますと、こつばみじんにも崩れ去ります。すさまじいほどに崩れ去ります。

なぜかと申しますと、実は、この今お示しする吉國長官答弁のこの質疑なんですけれども、今ま

さに安倍政権が強行した自衛かつ他衛の集团的自衛権はあるんですかという問題意識に基づいて水口先生は質疑を重ねているわけでございます。

それに対して、そんなものはあるわけがありません。憲法九条の基本論理、基本論理の根底、根幹からして、我が国に武力攻撃が発生したときに必要最小限度のことができる、それ以外のことはいくらでもできないと、それが論理、それ以外の論理はないんだということを行っているところでございます。

じゃ、それを早速確認をさせていただきたいと思えます。

吉國長官答弁のこの下のマジック、五ページでございませうけれども、太線を引かせていただいておりますところが長官の答弁ですね。これは、まさに長官が認識しているところの憲法九条の解釈の基本論理というものを述べているところでございます。私の三代前の長官から、もうずっと何十回と、ずっとこういふ答弁、同じ説明を、答弁をひたすら繰り返している。

つまり、これまでの議論の積み重ねというのは全くこういう同じことを言っているんだというふうに行っているわけでございますけれども、憲法九条は戦争の放棄などを書いているんだけれども、左に行きますと、憲法十三条の規定を見ましてもという文言がありますけれども、憲法十三条の規

定を見ましても、日本国が、その国土が、ここでですね、他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみに陥るといふことを放置するところまでは憲法が命じているものではない。

下に行きますと、いよいよぎりぎりの最後のところで、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではないと。したがって、この国土が他国の武力によって侵されて国民が塗炭の苦しみにあえがなければならぬ。その直前の段階においては、自衛のために必要な行動は取れるんだというのが私どもの前々からの、ずっと同じ、長官が、歴代長官が繰り返している憲法九条の基本論理であるということでございます。なので、国土を守るといふためには、集团的自衛権、集团的自衛の行動といふふうなものは当然許しておるところではないということでございます。

さらに、我が国が侵されようという手段になつて、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動を取ることが憲法の容認するぎりぎりのところだ、よって集团的自衛権、集团的自衛の固有の権利はございまして、これは憲法上行使用することは許されないといふふうに行っているところでございます。

まさに、後の平成十六年の島聡答弁書の憲法解釈と軌を一にする、全く同じことを言っているわ

けでございます。これが歴代政府が一貫して述べてきた憲法九条の基本的な論理であつて、それを勝手に、外国の武力攻撃という言葉が裸で書いてあるということを付け込んで、勝手な論理を捏造しているわけでございます。

じゃ次のページ、今の基本論理を押さえていただきまして、次のページをおめくりいただけますでしょうか。

二段目に吉國長官の答弁がございます。よろしいでしょうか。冒頭に、平和主義、憲法の前文の二つの平和主義の文言を長官は引いていらつしやいます。つまり、我が国は戦争の放棄などを規定した憲法九条があり、かつその戦争を放棄しなければいけない根源的な考え方、理念を書き表した平和主義の規定があると。なので、その含意する意味するところは、我が国というのは、それはもう無防備、非武装、いわゆる非武装ということなんだらうけれども、そういうことは言っていますんけれども、そういうふうな理解の下に論を説き起こして、真ん中のところでですけども、しかし、外国の侵略に対して、日本は全く国を守る権利を憲法が放棄したものであるかどうかということが問題になる。まさにここから議論を出発させているわけでございますね。続いて、砂川事件に関する最高裁判決でも、自衛権のあることについては承認をされた。

しかし、問題はその自衛権の中身でございます。それは憲法十三条を引用して、次、外国の侵略に対して、そして一番左のところの線を御覧いただけますか、よろしいでしょうか。「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。」と書いております。つまり、昭和四十七年見解の有名な言葉ですね。ここから来ているんです。

私も、役人時代さんごういう経験をいたしましたけれども、政府がまとまった見解を文書で出すときは、一番偉い上司、つまり法制局長官です。ね、法制局長官のまさにその答弁の文言を忠実に引くわけでございます。まさに、この質疑を基に見解を出してくださいと言われているんですから、なおさら引いているわけでございます。

ちなみに、この十三条の生命が根底から覆される、こうした議事録というのは、この昭和四十七年九月十四日の吉國長官答弁以前には一つもございません。一つもございません。「くつがえされる」という平仮名の用例自体も四件しかございません。しかも、その中で十三条の関係で言っているのはこれしかございません。まさに、長官のこの「くつがえされる」という答弁を使って昭和四十七年見解の生命などが根底から覆されるという言葉がつけられているところでございます。

じゃ、長官は、この生命などが根底から覆され

る、それはどういう場合、どういう論理の場合でしか使えないんだというふうに言っているのでしょうか。それがもう次に言っているわけですね。この場合に、自衛のために必要な措置をとるということを憲法が禁じているものではない。この場合というのは、先ほど申し上げた外国の侵略でございます。つまり、外国の侵略、外国からの武力攻撃があつた場合に国民の生命などが根底から覆される、その場合に自衛のために必要な措置をとることまでも憲法が禁じているものではないということが憲法九条に対する私どもの今までの解釈の論理の根幹でございますと言っています。よろしいでしょうか。

論理の根幹であるというふうに言っているわけでございます。憲法九条解釈の論理の根幹。論理の根幹なわけですから、失礼しました。議事録で訂正、後でさせていただきますけれども、憲法九条解釈の論理の根底、論理の根底でございます。論理の根底と言っているわけでございますから、もうほかの論理はないわけでございます。ほかの論理はあり得ないわけでございます。

次ですけども、そこからもう駄目押しが始まります。その論理から申しまして、次ですけども、我が国民が、我が国民の幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態でないというところで、まだ日本が自衛の措置をとる段階では

ない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めて自衛の措置が発動するのだ。その前には、集団的自衛の権利という言葉を用いるまでもなくというふうに言っておりますけれども、このように言っているわけでございます。

〔委員長退席、理事佐藤正久君着席〕

横島長官に伺います。あなたは昭和四十七年見解を読み直して、もう今までの質疑であなたは答弁されています。今までは、誰も、どの長官も読み直したことはなかった、あなた自身も読み直したことはなかったんだけど、七月一日の閣議決定に当たって読み直して、そこに限定的な集団的自衛権が法理として読めるというふうな理解をされたというふうに言っております。

しかし、まさにその四十七年見解を作るきっかけとなった質疑において、当時の法制局長官、先ほどの四十七年見解の起案を決裁をしている長官は、もう、我が国の憲法九条の下において許される武力の行使というのは、我が国に外国の侵略、すなわち我が国に対する外国の武力攻撃が発生した、そこで行える必要最小限度の実力行使というのが解釈の根拠だと言っております。

昭和四十七年見解に限定的な集団的自衛権を読み込むというのは、便宜的かつ意図的な、かつこれまでの議論の積み重ねを逸脱した許されない解釈ではないですか、憲法違反の解釈ではないです

か、明確に答弁ください。イエスカノーかでいいです。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 昭和四十七年の政府見解、文書として取りまとめられて国会に提出したものでございますけれども、それは御指摘のございました昭和四十七年九月十四日の国会での審議が多岐にわたっておりますので、それを論理的に取りまとめられて分かりやすくして提出したものでございます。

この点もこれまで何度もお答えしておりますけれども、御指摘の点も含めまして、まさにその四十七年の政府見解の基本的な論理といえますのは、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として武力の行使が可能であるということでございます。

当時は、そのような状況、要件に当てはまるものとして、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという認識が前提としてございました。その認識を踏まえて、結論といたしまして、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限って必要最小限度の武力の行使ができるという結論を導いていたわけでございます。この昭和四十七年九月十四日の国会での御指摘の答弁も、そのような基本的な論理及び事実の認識を踏まえた議論

であろうかと思えます。

○小西洋之君 全く答えをされていませんけれども、将来の最高裁判事もすさまじい論理破綻の答弁をされたというふうな認識をされるでしょう。

横島長官に重ねて伺います。

今私が読み上げたこの古國長官答弁の議事録の部分ですね、憲法九条に対する私どもの今までの解釈の論理の根拠、ここで言っている解釈の論理、またその根拠、論理の根拠というのは、限定的な集団的自衛権は論理として含まれないという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） ですから、基本的な論理としては、まさに国民の生命、自由及び幸福追求に対する権利が根底から覆される、そのような場合には、憲法九条の下でも自衛の措置、すなわち武力の行使をすることは禁じているものではないという点でございます。

○小西洋之君 四十七年見解を読み直して、七月一日の閣議決定で容認した限定的な集団的自衛権は、論理として明確に今答えていないですよ、あなたは。もう自分でも答えていないのを意図してやっているわけですけれども。その解釈の論理の根拠という言葉には、限定的な集団的自衛権は論理として含まれないという理解でよろしいですか。含まれるんだったら、どうやって含まれるのか言ってください。説明してください。どうぞ。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 繰り返しになりますけれども、当時のことをお尋ねかと思えますけれども、昭和四十七年当時におきましては、国民の生命、自由及び幸福追求に対する権利が根底から覆される、そのような事態といえます。我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると、そのように解していたのは事実であろうかと思えます。

○小西洋之君 この古國長官がおっしゃっているのは、憲法九条の論理は、我が国に対する外国の武力攻撃、すなわち侵略が発生したとき、そのときしかもう実力の行使はできないというのが論理だと言っているんですよ。仮に、別の場合ですね、おっしゃっているように、我が国に対する武力攻撃が発生していない、限定的、集団的自衛権の局面でもできるという論理があるんです。新しいその事実の認識をそこにはめることはできるんですけど、元々その事実を当てはめることのできる論理がないわけですよ。なのに、あなたは読み直して勝手に論理をつくっているわけじゃないですか。

ちよつと、もうこういうことをやっている時間帯がなくなりますので、済みません、配付資料の中でこの白い、議事録をやはり付けている資料がございます。その一番最後のページを御覧いただけますでしょうか、一番最後のページですね。

政府の憲法九条解釈に関する答弁等という資料の一番最後のところです。これ、もう簡単に申し上げますけれども、横島長官も安倍総理もこれに基づいて解釈の変更をやるんだと言っているその憲法解釈の原則、法令解釈のルールというふうな私、名付けていますけれども、そういうものがございます。平成十六年の島聡答弁書に書いているところがございます。分かりますか、一番最後のページですね。

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、ちよつと省略させていただきましても、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであると。政府による憲法の解釈は、このような考えに基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されたものであつて、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請、さつき言った事実の認識ですね、新しい事実の認識を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に当該解釈を変更することができるという性質のものではないというふうに言っているわけでございます。

〔理事佐藤正久君退席、委員長着席〕

これ一般的なルールですから、これを昭和四十七年見解に当てはめるとこういうふうになります。

よろしいですか。下に書いていますけれども、憲法九条の解釈は、当該法令というか憲法九条の規定の文言、趣旨等に即しつつ、飛ばさせていただきます。議論の積み重ね、昭和四十七年見解以前の国会の議論の積み重ねについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるものであり、昭和四十七年政府見解に示された政府による憲法九条の解釈は、このような考えに基づき、論理的な追求の結果として示されたものである、それが先ほどの古國長官の答弁の、もう我が国に武力攻撃が発生したときに、それに対処する必要最小限のものしかできない、それが憲法九条の解釈の根底ということがまさにこの論理の追求の結果でございます。

これに対して、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請、安倍総理が合理的な理由もなく集団的自衛権をやりたいというふうにおっしゃっているわけでございますけれども、あと、また私は賛同しませんけれども、我が国の安全保障環境というのが安倍総理が言うほどまでに変化をしているということでございますけれども、そういうことがあるので集団的自衛権の行使が必要だということな考えに基づいて集団的自衛権の行使という、そういう局面の事実の認識を当てはめたいんだけれども、そんなことはできませんよ。前記のような考え方を離れて政府が自由に当該昭和四十七

年政府見解に示された憲法九条の解釈を変更することはできないというのが法令解釈、憲法解釈のルールなんですよ。

先日の四月二十日の決算委員会で岸田大臣がここを誤解されてしまったので、岸田大臣の議事録も付けさせていただいておりますけれども、これとんでもない答弁をされていきますので、後で答弁の訂正をされることを御指摘をさせていただきたいというふうに思います。

横島長官に伺います。長官、よろしいですか。昭和四十七年見解を作った先ほどの起案ですね、起案の決裁日、昭和四十七年十月七日決裁、これ以前に、限定的な集団的自衛権の行使を法理として認めている政府見解あるいは国会答弁がありますか。あるんだしたら明示してください。イエスカノーかで、あるかないかでどうぞ。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 何度もお答えしておりますけれども、当時におきましては、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態という、これに該当するものとしては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると解していたところでございます。

○小西洋之君 もう何を聞いてもそれしかお答えができないんでしょうけれども、そんなことは関係ないと言っているんですよ。そんなことは関係

ないんですよ。憲法九条の基本論理は、我が国に対する武力攻撃が発生したときにしか我が国は実力の行使ができない、もうそれに尽きるんだと言っているわけですから、そんな事実の認識なんかと全く関係ないわけでございますよ。

だから、今全くお答えになりませんでしたけど、もう一回、これは答弁拒否になりますから、委員長、理事会で協議していただきますよ。もう一回、もう次は必ず答えてください。

昭和四十七年見解を決裁した昭和四十七年十月七日以前の政府見解あるいは国会答弁において、限定的な集団的自衛権の行使というものが法理として憲法九条において認められるということを示したものがありますか。あるんだしたら具体的に言ってください。あるかないか御存じですか。それも含めて答弁ください、どうぞ。（発言する者あり）

○委員長（片山さつき君） 御静粛に。長官は分かかっておられると思いますので、長官、お答えください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 当時の事実認識はこれまでお答えしているとおりでございまして、その前提に立ちますれば、まさにその限定的な場合における集団的自衛権の行使という考え方を表明したものはなからうかと思えます。

○小西洋之君 じゃ、今申し上げたものですね、

昭和四十七年政府見解を決裁した以前に、限定的な集団的自衛権の行使を法理として示した政府見解あるいは国会答弁等、つまり政府の憲法解釈があるんであれば、それを文書で当委員会に出していただけますでしょうか。委員長、お願いいたします。

○委員長（片山さつき君） 理事会で報告いたしますが、明確にされてから御報告ください。お願いします。今、余りに早くてちよつと聞き取れなくなつたことがありますので。もう一度、何を要求されているかが分かるようにお願いいたします。

○小西洋之君 昭和四十七年政府見解を決裁した昭和四十七年十月七日以前に、憲法九条の解釈として限定的な集団的自衛権の行使が法理としてあるんだと、そういうふうに明確に示した文書ですね、政府の見解あるいは国会答弁の議事録などがあるんだしたら、当委員会に提出をいただけますでしょうか、内閣法制局。また、政府全体に対して要求をさせていただきます。政府の中で調整して、法制局が取りまとめを出してください。

委員長、お願いいたします。

○委員長（片山さつき君） 理事会で協議いたしますが、ちよつと長官の方から……（発言する者あり）よろしいんですか。

じゃ、理事会で協議します。

○小西洋之君 委員長、どうもありがとうございます

ました。

では、長官、じゃ申し上げますね。あなたは、よろしいですか、昭和四十七年見解以前に限定的な集団的自衛権の行使が法理として認められるものなかならうと、そういう政府見解などはなかならうというふうに今おっしゃいましたね。そうすると、この憲法解釈の原則、法令解釈のルールですね、平成十六年島聡答弁書に書いてある、よろしいですか、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意する、ここに違反しているんじゃないですか。

昭和四十七年政府見解以前に一つも限定的な集団的自衛権の行使を容認している法理として示した政府見解がないのに、それを今から読み直して昭和四十七年見解をそういうものだと言うのは、昭和四十七年見解以前の全ての国会の議論の積み重ね、全体の整合性に違反しているんじゃないですか。どうぞ。

○政府特別補佐人（横島裕介君） これも何度も御説明申し上げているところでございますけれども、昭和四十七年の政府見解の構造がございまして、そこはやはり基本的な論理と申している部分でございまして、その、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置

として初めて許容されるというその部分はまさに基本的な論理でございまして、その部分は一切変更してございません。

その上で、その一定の事実認識の下でどのような場合がこれに該当するかというところの認識が変わった結果、結論、つまり当てはめとしての結論が変わったということをする御説明申し上げているところでございます。

○小西洋之君 全くさつきから同じ答弁ばかりをしているんですけども、吉國長官の答弁は、憲法九条の基本論理というものは、我が国に武力攻撃が発生したときに必要最小限度の実力行使ができる、それ以外には論理はないと言っているわけですから、もうそこに尽きるわけでございます。じゃ、それを、先ほどの議事録、戻っていただきまして、次のページですね。マジックで七ページと書いてあるところを御覧いただけますか。議事録の三段目のところでございます。吉國長官の言葉でございます。七ページでございます。七ページ、次のページでございます。さっきの。議事録の三段目でございます。マジックで引かせていただいていますけれども、よろしいでしょうか。

我が国は憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れない、憲法九条をいかに読んでも読み切れないということであ

るといふふうにおっしゃっております。その左に書いていますけれども、憲法九条で辛うじて認められる自衛のための行動というのは、我が国が侵略をされて国民の生命などが侵されるといふときに、この自国を防衛するための必要な措置をということを言うておるわけでございます。

憲法九条をいかに読んでも読み切れない、憲法九条で辛うじて認められるのは、我が国が侵略された場合のそれに対する自衛の措置だということころまで言い切っている法制局長官が、昭和四十七年見解のこの決裁の判こをつくときに、論理として限定的な集団的自衛権の行使を認めるわけはないですよ。吉國長官は、論理として限定的な集団的自衛権の行使が、鉛筆書きのこの昭和四十七年見解に認められると、入っているというふうに認識をしてこの決裁の判こをついたと横島長官はお考えですか。イエスカノーかでお答えください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 昨年の閣議決定においてお示ししてあります新三要件におきましても、御指摘のありましたような他国の防衛までもやるということをしようとしているわけではございませんし、同じく御指摘のありました部分にございまして他国の侵略を自国に対する侵略と同じように考えて、それに対して、その他国が侵略されたのに対してその侵略を排除するための措置をとるといふことを認めるものではございません。

まさに新三要件の第一要件におきまして、我が国に対する武力攻撃が発生したこと又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、に加えて、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があることという二要件を要件としております。あわせて、第二要件におきまして、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないことというこの限定をしておりますので、いわゆる他国を防衛するための集団的自衛権そのものを認めるものではないとさせていただきます。

○小西洋之君 今、横島長官は必死になって、この吉國長官が意図しているのはフルスケールの集団的自衛権のお話だというふうにおっしゃったわけですね、今うなずかれましたけれども、そんなわけはないんですね。全ての集団的自衛権ですね、我が国に対する武力攻撃が発生していないという、その局面のことを言っているわけではないとさせていただきます。

その証拠に、次の八ページを御覧いただけますでしょうか。

さつき申し上げたんです。これ後で、先生方、済みません、つまびらかに御説明をする時間がないうんですけれども、実はこの水口先生という方は、これは実はある勘違いに基づいてなんですけれど

も、結果的に、いわゆる自衛かつ他衛の集団的自衛権があるんじゃないかということ必死になつて御質問されていらつしやるわけでございます。

一段目と二段目にまたがるどころの線の部分ですけれども、水口先生の言葉ですけれども、A国にとつてはB国に対する攻撃が自国の国民の生命、財産を脅かすものと見た場合に、これはA国が出ていくということは、まさに自衛権の発動だからというふうな、そういう発想でされているわけですね。

それに対して、吉國長官の、その下の答弁ですけれども、もうそういうことではございませんよと、法律論として、もう繰り返しませんけれども、我が国に対して武力攻撃が発生した以外にはないんですよと。こうしたことを、そういう別のその場合、我が国に対して武力攻撃が発生しない場合のことを何か政策論としておっしゃっているようなところでありますけれども、法律論で終わるんですよと。憲法解釈上、そういうもう論理は一個しかないわけだから無理なんですよということをおっしゃっているわけですね。

更にそのことを明瞭に示させていただきたいと思えます。十三ページをお開きいただけますでしょうか、このマジックの十三ページ。よろしいでしょうか、十三ページ。

これは、先ほど、昭和四十七年見解に起案の決

裁の判こをつかれた当時の第一部長、角田、このときは昭和五十六年ですので、法制局長官の答弁でございます。すなわち起案に判こをつかれた方のその答弁でございますけれども、質問者、これは有名なあの稲葉先生ですね。一九八一年見解というきつかけになった質問主意書を出された先生と承知しておりますけれども、その方の質問ですね。よろしいでしょうか。

それは個別的自衛権の発動となるのでしょうか。ならないのですか。外国が侵害を受けている、それが結局日本に対する直接の攻撃とみなされているような場合は全然ないのですか。その結果として日本の国家の存立や何かに関係する、まさに今の言葉ですね、日本の国家の存立や何か、つまり国民の生命などが根底から覆される、そういうことが関係するということでも、日本は何もできないということですかということ聞いていますね。

それに対して角田長官は、もうこの前に角田長官の述べている、吉國長官と同じ、憲法九条の基本論理というものが十ページに出ていますけれども、もう論理は一つでございますと、我が国に対して武力攻撃が発生したときでなければできませんというふうに言っているわけでございます。

横島長官に伺います。昭和四十七年見解を決裁されたその角田長官も、皆さんが今一生懸命作る

うとしている自衛かつ他衛の集団的自衛権なんというの論理としてあり得ないというふうになっているんですけども、七月一日の閣議決定は、便宜的、意図的な、許されない法令解釈であり、憲法違反であるというふうにお認めになりませんか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 答えは同じになるかもしれませんが、昭和四十七年見解の基本論理で示された要件に該当するものとしては、この御指摘の昭和五十六年当時におきましても、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識が前提にあつてのお答えをしているものと理解しております。

○小西洋之君 事実の認識は関係ないんですね。論理が二つない限りは、そこに事実の認識を当てはめることはできないわけですから。

じゃ、更に明確なものをお示しさせていただきます。十一ページ、ちよつとお戻りいただけますでしょうか、十一ページ。

引き続き、角田法制局長官と稲葉先生とのやり取りでございます。第一段を御覧いただけますでしょうか。

稲葉先生の言葉です。間接と言っても、だんだん広がってくれば直接の範囲に入ってくるのじゃないですか。次です。だから、いわゆる他衛、他を守るということは自衛だというふうになつてく

るのじゃないですか。日本に近いある国が攻撃された、その国を守るということは直接日本を守るということにも関係してくるのだと考える場合もあるし、あるいは間接と考える場合もある。いわゆる他衛、他を守るということは自衛だというふうになつてくるのじゃないですかというふうに稲葉先生は聞いています。

それに対して、角田長官は、今御指摘になつたような間接的に攻撃を受けているとか、間接的に安全が害されるとか、そういうことは我が国の自衛権の発動の要件にはならない、つまり、憲法九条の基本論理には含まれないということをはつきり申し上げておきますというふうにおっしゃっています。さらに、その左のところでございますけれども、そういう日本の運命に関わってくる場合、どうなんだろうという質問に対して、運命に関わるようなことでは我が国の個別的自衛権を発動できない。次です。あくまで我が国に対する直接の攻撃がある場合に限る、このように申しておきますというふうに明言されております。

同じ答弁なんでしょうけれども、念のために伺わせていただきます。昭和四十七年見解を決議された角田長官は、法理として、憲法九条解釈の基本論理に基づいて他衛かつ自衛の集団的自衛権をこつぱみじんに否定されておりますけれども、論理的に、横島長官は、これはどういふふうにお考

えなのか、論理的にどうか御答弁ください。論理的に答弁なければ、恣意的かつ意図的な解釈をされたということで将来の最高裁判事もそう判断されるでしょう。違憲無効の解釈変更ではないでしょうか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 新三要件で認めております集団的自衛権に該当する武力の行使と申しますのは、御指摘のありました、間接的に我が国の安全が害されるところあるいは我が国の運命に関わるからという理由ではございませんで、まさに新三要件の第一要件に今明記してありますとおり、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があることという要件の下で初めて認められるというふうに解しております。

○小西洋之君 また全く関係のない答弁をずらずらされました。

自衛かつ他衛の集団的自衛権はあるんじゃないんですかと稲葉先生お聞きになつて、角田長官は法理としてあり得ませんということをおっしゃっているわけでございます。

以上申し上げました、これあと、時間があれです。真田次長の質疑はこれは省略をさせていただきますけれども、昭和四十七年見解を決議され

た方々が、自衛かつ他衛の集団的自衛権をこっぴ
みじんに否定し、その前提として、憲法九条の基
本論理として、我が国に武力攻撃が発生したとき
以外に我が国は実力の行使はできない。つまり、
昭和四十七年見解のこの北側フリップですね、北
側先生のフリップ、外国の武力攻撃というのは、
我が国に対する外国の武力攻撃以外に読んではい
けないんだということを明白に示されておりまし
たけれども、これはとんでもないことをされてい
るんです。

また質問をさせていただきますけれども、中谷
大臣、私も心から尊敬する保守の政治家でござい
ますけれども、こんな言葉遊びで憲法違反の武力
行使を解禁して自衛隊員を出勤させて戦地に送っ
て戦死をさせる、そんなことは絶対あってはいけ
ないんです、いけないんです。それを守れるのは、
私ごときが申し上げるまでもありませんけれども、
大臣たちしかいらつしやらないんです。どうかお
考えいただきたいというふうに思います。

岸田大臣は、即刻、安倍総理の訪米を止める、
国益を守るために止めることを要請をさせていた
できます。

以上申し上げましたように、当時の昭和四十七
年見解を作った方々のその立法意思というのは明
らかになりました。それが一点でございます。ま

同時に、角田長官が五十六年にそれを否定して
いるということを示しましたけれども、前回お示
しました、昭和五十八年に、憲法の条文を変え
ない限り集団的自衛権は行使できないということ
は角田長官もおっしゃっているところございま
す。

また、こうした昭和四十七年見解に関わった方
以外の方々からも、それぞれ挟み打ちで、昭和四
十七年見解を挟み打ちで、こうした七月一日の閣
議決定の読み直しを否定しております。その一つ
が前回にお示しをさせていただきました我が参議
院の本会議決議でございます。

我が国の自衛というのは、我が国が不当に侵略
された場合に行う正当防衛行為であつて、もうそ
れ以外はあり得ないというふうに趣旨説明でされ
ていて、それが、憲法の明文が将来拡張解釈され
ることは誠に危険なことである、それを防ぐため
に、国民の総意として自衛隊は海外に出勤せずと
いうことを本会議で決議するというのをされて
いるところでございます。

さらに、挟み打ちの後ろ側の方では、平成十六
年の秋山長官答弁が限定的な集団的自衛権という
のをこっぴみじんに否定しております。これはも
う二度も三度も取り上げさせていただいておりま
す。

以上のように、ほかにも憲法九条の正しい基本

論理を示した質疑、大森長官の質疑、また同じ秋
山長官の質疑なども資料を前回までに示させてい
ただいておりますけれども、もうどこから見ても、
昭和四十七年見解を勝手に、言葉足らずとは私思
いませんけれども、外国の武力攻撃ということが、
そういう言葉足らずとあえて言います、言葉
足らずとは私思いませんけれども、そういう言葉
言葉足らずは済みません、撤回します、言葉に付
け込んでそこに読み込むということは許されない
ことでございます。

さらに、それが許されないということ、さら
にもう一つの論理から立証をさせていただきます。
こちらの北側先生のフリップでございますけれ
ども、よろしいでしょうか。確かに外国の武力攻
撃は裸なので、ここに、同盟国に対する外国の武
力攻撃というような言葉も入れられるんだという
ふうんに言っていますけれども、確かに言葉遊びで
は入れられるのかもしれませんが、ただ、さつきも
言いましたように、議論の積み上げ、積み重ねで
すね、四十七年見解の前の、それからその後の政
府見解等によつてそれは否定されるわけですね、
でも、そもそもここに無邪気に、同盟国に対する
外国の武力攻撃というふうに考えること自体が、
入れ込むこと自体が許されません。なぜでし
ようか。その上です。平和主義です。我が国の憲
法は平和主義の制限に服する、その解釈。憲法九

条の解釈というのは、憲法前文の平和主義の法理に服すると、その制限を受けるということを行っているわけでございます。この制限をまるつきり切っているから、こういうあほな、あつ、失礼しました、失礼しました、今の発言は撤回させていただきます、許されぬ憲法解釈の変更がなされているわけでございます。それで、先ほどちょっと御覧いただきました政府の憲法九条解釈に関する答弁等というこちらの資料ですね、こちらの資料を、済みません、後ろから数えていただいた方が早いと思います、一、二、三、四、五、六ページ目を御覧いただけますでしょうか。平和主義等の切捨てという論理のすり替えという表が出てまいります。下から六ページ目、御覧いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。これ、左側は一九七二年、すなわち昭和四十七年政府見解でございます。右側が七月一日の閣議決定の基本的な論理です。私に、申し上げれば、捏造した論理でございます。どうして捏造なのか、今から立証させていただきます。

昭和四十七年政府見解にあるこの灰色の、太文字にしてグレーで色を付けたところがございませぬ、やや薄いですが、その下の部分です。「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのではあ

つて、この文言を丸ごと七月一日の閣議決定、基本的な論理の中では切っているんです。切っている。

横島長官に伺います。これを、この今私が読み上げた部分ですね、「平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されない」、これは憲法九条の、横島長官がお認めになった、七月一日の基本的な論理には論理として含まれないでしょうか。含まれるんだったら、じゃ、なぜ書かなくていいというふうにお認めになったのでしょうか、明確に答えてください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 昨年七月一日の閣議決定におきましても、憲法の平和主義の考え方、その原則は一切変更してございません。

この閣議決定の中にその文言がないのではないかという御指摘でございますけれども、書くまでもなく当然のことでありますので、書いていないのであろうと理解しております。

○小西洋之君 じゃ、国家安全保障局に伺います。この七月一日の閣議決定の起案省庁です。今申し上げた、この「平和主義をその基本原則とする憲法が」、略しますけれども、「無制限に認めているとは解されないものであって、この文言をなぜ削除したんですか。また、それを削除することによって皆さんがお作りになったその基本的な論理

なるものには、この平和主義の制限は論理として含まれているんですか。どうぞ。

○政府参考人(前田哲君) お答えを申し上げます。

先生の御指摘の箇所について比べますと確かにそういう文言になっているのかと思いますが、閣議決定のその冒頭の部分にかけてこのように記載がしてございます。我が国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持しつつ云々ということを申しまして、その上で、我が国は、平和国家としての立場から、国連憲章を遵守しながら、国際社会、国際連合を始めとする機関と連携して活動に積極的に関与している、その上で、こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにしなければならぬ、こういうことを記載しております。したがって、憲法の平和主義の原則、そのことはこの閣議決定の中でも踏襲することは明らかであると、このように考えてございます。

○小西洋之君 私が言ったのは、まさにこの書いてある(2)を基本的な論理の中からなぜ外したのかということ聞いたんですけれども、時間稼ぎの答弁をされました。もうこういうことしか安

倍政権はできないんですね。

ちなみに、その上の方も切っているんですけども、これ一言で申し上げますと、「国民が平和のうちに生存」と書いていますね、生存。つまり、国民の命が関わるときには、それを守るときには必要最小限のことができるという立論になっているんですね。ところが、国民の命に関わらない、国の存立という抽象概念だけで武力行使を解禁したいので、そこも切っているんです。このことによつて、あのホルムズの事例がでなくなっているんです。ホルムズ海峡の事例で直ちに日本国民の生命などが根底から覆されるわけではないわけですけれども、そこを実現するためにこの生存という、生命という概念を切っているんです。こういうことをやられているわけです。

じゃ、横島長官に伺います。昭和四十七年の政府見解にある文言を、七月一日の閣議決定で平和主義のその制限というのを切っているんですけども、お答えいただけますでしょうか。この次のページをおめくりいただけますと、憲法の平和主義というのとは三つのものがございます。下に、先日、この委員会でも御案内したことがありますけれども、憲法前文には三つあります。

一番下の、全世界の国民に確認された平和的生存権。横島長官に伺います。全世界の国民に確認された平和的生存権、すなわちイランの軍人もイ

ランの市民も含まれます。イランの軍人もイランの市民も戦争によって殺されることがないと平和的生存権を確認しているのに、なぜ、イランは日本に武力攻撃も仕掛けていないホルムズ海峡の事例で日本が集団的自衛権を發動して、自衛隊がそのイランの軍人を殺傷し、また巻き添えでイランの市民を殺傷することが許されるのでしょうか。

今までの歴代政府の憲法九条解釈、ここは七月一日の解釈改憲においても変えておりませんけれども、全ての武力行使を禁止しているかのように見える憲法九条から必要最小限の自衛の措置を認めるために、日本国民の平和的生存権、それを論拠としています、日本国民が外国の侵略によって殺されてはならないという平和的生存権があるので、それを確保するために憲法九条で必要最小限の自衛の措置、武力攻撃が発生したときに対してそれはできると言っています。なぜ日本国民の平和的生存権にはそういう法理を利用して、イランの国民にはそういう法理を利用されないのでしょうか。

まとめます。質問といたしましては、イランの軍人やイランの市民にも平和的生存権を確認しているのに、なぜ、イランが日本に武力攻撃も仕掛けていないのに、そういう集団的自衛権の局面で自衛隊が出勤して武力行使をしてイランの軍人や巻き添えでイランの市民を殺傷することができる

んででしょうか。明確に答弁ください。論理的に。○政府特別補佐人(横島裕介君) ちよつとややお尋ねの趣旨が理解し難いところがあるのでございますけれども、我が国が個別的自衛権をそもそも發動できるのかというときの議論に遡る感じがするのでございますけれども、我が国の憲法の平和主義というのはいわゆる無抵抗主義ではないんだというところはもう確認されているところであらうかと思えます。

外国のまさに武力攻撃によつて我が国の存立が脅かされるいは国民が犠牲になるということに対して、やはり実力をもつて対抗するということは憲法九条の下でも禁止されていない。その場合には当然、我が国に対して武力攻撃を行った国の兵員に対する殺傷ということはこれは否定されないわけでございます、そのことはいわゆる平和的生存権には抵触しないというふうに解しているわけでございます。

今般の新三要件の下におきましても、我が国が武力の行使を行うことができますのは、単に他国に対する武力攻撃が発生したということではありません、あくまでも我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されると、明白な危険があると、そういう場合に限った、かつまた、我が国の存立を全うし、かつ国民を守るためにやむを得ない必要最小限の措

置に限るということでございますので、それに伴う一定の武力の行使の結果というものについては憲法が許容しているものというふうに解せざるを得ないと思います。

○小西洋之君 正面から答えませんでした。私が聞いたのは、イランが日本に武力攻撃を仕掛けていないのに、なぜイラン国民が有すると確認している平和的生存権との関係で、自衛隊がイランの軍人やイランの市民、イランの市民は巻き添えですけれども、殺傷することができるとですかというふうに聞いているわけです。

じゃ、伺います。この全世界の国民の平和的生存権の法理、そしてその法理が解釈上の指針として、憲法九条はその解釈、その内容に拘束されるわけですけれども、矛盾することができないわけですけれども、この憲法前文の全世界の国民の平和的生存権というのは、日本に武力攻撃を行っていないイランの軍人、また巻き添えでイラン市民を自衛隊が集団的自衛権の武力行使によって殺傷することを認めているということでしょうか。そういうふうな理解されているんですか。もう時間が無いので早くしてください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） イランと、具名の国名等を挙げられますとなかなか、どういう事態を想定しているのかということでお答えできないわけでございますけれども、あくまでも新三

要件、もう繰り返しません、新三要件の下で許容される武力の行使ということは認められるものというふうに解しております。

○小西洋之君 まあ、また何のお答えもされませんでしたけれども。

将来の最高裁判事の方々にも、また国民の方々にも申し上げます、横島長官がおっしゃいましたように、最高裁の砂川判決においては、我が国の平和主義は無防備、無抵抗を定めたものではないというふうに言っています。その唯一のものであるという論拠として、先ほど申し上げました日本国民の平和的生存権を引用しております。日本国民の平和的生存権があるので、それを根拠に憲法九条においても国民を守る自衛の措置ができると最高裁は言いながら、イランの国民の平和的生存権については関知しないというのは平和的生存権のいいとこ取りでございますので、そんなことは我が国の平和主義に全く反する考え方であるということ、国民と将来の最高裁判事と、また安倍内閣の皆様にも申し上げさせていただきます。最後に一つ伺いますけれども、平和主義、三つあるんですけども、これは三月二十日の予算委員会ですべて質問をさせていただいて、今いらっしゃる方は全体的にいらっしゃいましたので御理解いただいておりますけれども、国家が勝手に戦争を起こすことを許さないという、そういう平和主義もある

わけでございます。

中谷大臣に伺います。予算委員会と同じ質問です。よろしいですか。

自衛隊員の子供たちも教科書で、平和主義の一番上ですね、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定するところでございます。自分たちのお父さんやお母さんの自衛隊員が、なぜ安倍総理の閣議決定だけで、また我々の国会の法律だけで新しい出動、武力行使をして、そこで戦死をすることができるとしようか。それは国民主権の承認、すなわち国民投票なくしてそういうことはできないはずだ、それが平和主義の考え方だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（片山さつき君） 時間が過ぎていきますので、簡潔な御答弁を。

○国務大臣（中谷元君） 自衛隊の活動は法律に規定されていない限りできないわけでございます。今後、そういった対応等につきまして、憲法に基づいて、国会で議論をして成立した法案に基づいて対応するというところでございます。

○小西洋之君 二秒だけ。

○委員長（片山さつき君） 過ぎておりますので、おまとめください。

○小西洋之君 はい。

今、論理的なお答えをいただいただけませんでしたけれども、また追及させていただきます。

終わります。ありがとうございます。

○小野次郎君 維新の党の小野次郎です。

ここのところ何回か、中谷大臣、また岸田外務大臣に同じ質問をしています。今日もその質問を続けます。

集団的自衛権容認による抑止力の向上に関して、我が国に対するどんなタイプの武力攻撃について、どのような作用によって我が国に対する侵略を抑止する機能が向上するのかという問いを何度かしましたが、中谷大臣からはきちっとした答弁をいただけていません。

私の理解では、この安全保障法制全体というかそれに伴う様々な体制の整備そのものが抑止力の向上であって、この集団的自衛権の行使容認だけで抑止力の向上に直結するものではないという趣旨のお答えをいただいたように理解しています。とてもそれでは、憲法上、同僚議員も累次にわたって質問していますけれども、あり得ないと言っていた集団的自衛権の行使容認をどうかという議論をするときに、そのことによって画期的に抑止力が向上するという説明を理論的にも現実的にもしていただかないと、国民も我々も、何でもそんな議論をする必要があるんだということに、そこから一歩も前へ進めないわけで、今

日はもつと端的に、中谷大臣にまず多少踏み込んで質問をさせていただきます。よろしいですか。

イスラム国、ISやアルカイダなどのイスラム過激派の国際テロの脅威に対して、我が国がアメリカなどと集団的自衛権行使を共有することによって我が国がテロの標的になることを相手に思いとどまらせる抑止力が飛躍的に向上すると考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（中谷元君） 現実の問題に対応するということでありますが、我が国を取り巻く安全保障環境はますます厳しさを増しており、国際テロの脅威は容易に国境を越えてやっけてまいります。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることはできません。

そして、今回の法整備は、グレーゾーン又は他国に対する武力攻撃が我が国の存立を脅かす場合、そして我が国に対する武力攻撃に至るまで、我が国が切れ目なく対応するとともに、国際社会と連携しつつ国際平和と安定のために積極的に貢献することを目指すものでございます。こうした体制を築くこと、これは対外的に明確なメッセージを発することでテロのリスク、先ほどお話がありましたけれども、そのような集団に対してリスクを下げることになると考えております。

なお、一般にテロに対しては抑止力が効きにくいと言われておりますが、他方でテロが武力攻撃

の一環として行われることもあり得るわけでありまして、そのような場合には、侵略を行えば耐え難い損害を被ることを明白に認識させることにより侵略を思いとどまらせるという抑止力が働くこともあり得ると考えております。

○小野次郎君 もあり得るといって、何か非常に頼りない答弁で最後締めくくられましたけど、大臣のおっしゃった前段の部分は、例えて言えば、いわゆる国際社会と連携してテロに対峙していくという国際事態というか、国際協力についての必要性なら理解できますけど、私が聞いているのは、何度も言っていますけど、集団的自衛権の行使容認は憲法違反だと言ってきたのに、それを乗り越えて、その論理を超えてでも、日本の平和と安全を守るために必要なんだというお話を政府がされるから、それによってどうやって抑止力が向上するのかと聞いているので、この国際テロ、イスラム過激派の国際テロに対しても、どういう論理でアメリカなどと集団的自衛権行使を共有することによって、我が国がテロの標的にならなくなるといふ説明ができるんですかと聞いているんですよ。

○国務大臣（中谷元君） 基本的にテロというのは、国内的な犯罪等においても言えますけれども、しかし、国際的なテロの場合は、国際社会と緊密に連携して不穏動向の早期把握に向けた情報収集分析の強化、テロリストの入国阻止等に向けた国

